

静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、家事又は育児を行うことが困難な家庭等に対し、子育て支援ヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣する静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱に定めるところによる。

(派遣対象者)

第2条 ヘルパーの派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、静岡市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。以下同じ。）を養育する者であつて、家事又は育児が困難であるもの
- (2) 2人以上の乳児又は幼児（児童福祉法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち満3歳に満たないものに限る。以下同じ。）を養育する者
- (3) 妊娠している者であつて、体調不良等により家事又は育児が困難であるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、ヘルパーを派遣することに支障があると市長が認めた場合は、派遣対象者としなないことができる。

(サービスの内容)

第3条 ヘルパーが行う援助（以下「サービス」という。）は、次の表に掲げるもののうち、市長が必要であると認めるものとする。

区分	援助の内容
(1) 家事に関するもの	ア 食事の準備及び後片付け イ 衣類の洗濯及び補修 ウ 居室等の掃除及び整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ アからオまでに掲げるもののほか必要な家事援助
(2) 育児に関するもの	ア 授乳 イ おむつ交換 ウ 沐浴介助

	エ 適切な育児環境の整備 オ アからエまでに掲げるもののほか必要な 育児援助
--	--

2 サービスを行う時間数及び回数は、次のとおりとする。

- (1) 時間数は、1回のサービスにつき2時間以内とし、1日2回を限度とする。
- (2) 回数は、前条第1項第1号に該当する派遣対象者については延べ30回以内、同項第2号に該当する派遣対象者については次条第3項の規定により登録された日から1年を経過する期間ごとに延べ30回以内、同項第3号に該当する派遣対象者については延べ20回以内とする。
- (3) 前条第1項第4号に該当する派遣対象者についての時間数及び回数は、市長が認める範囲とする。

(利用の申請等)

第4条 ヘルパーの派遣を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請して利用者の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、子育て支援ヘルパー派遣事業利用者登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

3 市長は、前項の申請書が提出されたときは、子育て支援ヘルパー派遣事業利用者台帳（様式第2号）に登録し、子育て支援ヘルパー派遣事業利用者登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(利用の方法)

第5条 登録証を交付された者（以下「利用者」という。）は、ヘルパーの派遣を受けようとするときは、委託事業者（第7条の規定により市が事業を委託する者をいう。以下同じ。）に登録証を提出して、直接申し込むものとする。

(利用者の費用負担)

第6条 利用者は、事業の実施に要する実費を委託事業者に支払わなければならない。

(事業の委託)

第7条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定訪問介護事業者、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当事業者又はこれらと同等のサービスを提供できる事業者に事業を委託するものとする。

2 前項の規定により事業の委託を受けようとする事業者は、事業を行う本市の事業所及びサービス提供地域等について、子育て支援ヘルパー派遣事業事業所届出書（様式第4号）によ

り市長に届け出るものとする。

- 3 前項の規定は、委託事業者が同項の規定により届け出た内容に変更があった場合について準用する。

(代負担)

第8条 第6条の規定により利用者が委託事業者に実費を支払う場合において、当該利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者の世帯又は市町村民税非課税世帯に属するときは、市は当該利用者に代わって実費の全部又は一部を負担することができる。

- 2 前項に規定する事業利用者が市町村民税の賦課期日において母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合の前項に規定する市町村民税非課税の世帯の判定については、当該事業利用者の申請に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなして同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6(寡婦又は寡夫に関する部分に限る。)の規定の例によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(事前の手続き)

- 2 第4条から第6条までの規定による利用に関し必要な手続きは、平成20年4月1日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により提出されている文書は、この要綱による改正後の静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整し

て使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

子育て支援ヘルパー派遣事業利用者登録申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

〒 _____

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

F A X _____

緊急連絡先 _____

静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業の登録を受けたいので、静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 者	(ふりがな) 氏 名			生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所 及び 連絡先	(申請者と同じ場合は記入不要)			電話番号 FAX 緊急連絡先
	出産日 (出産予定日)	年 月 日	母子健康 手帳番号		
世 帯 構 成	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	職業	備 考
婚姻歴の有無 ※ひとり親世帯の方のみ 記入してください。		有 ・ 無		婚姻歴が無の場合は、市において世帯の区分 を判定するため、世帯の区分欄は記入しな いでください。	
世帯の区分 ()に○を記入してください。		()①生活保護世帯※1・ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯※2 ()②市町村民税非課税世帯(ひとり親家庭を除く。)※2 ()③その他の世帯 ※1生活保護世帯は、「保護証明書」を添付する。 ※2市町村民税非課税世帯は、「市町村民税(非)課税証明書」(コピー可)を添付する。 ただし、静岡市市民税課税台帳に登録されている場合は除く。			
申出理由 ()に○を記入してください。		()①昼間、家事や育児の介助者がいないため。 ()②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難なため。 ()③妊娠中で家事や育児が困難なため。※「母子手帳表紙(写)」を添付する。 ()④その他 ()			
なお、事業の利用や利用者負担金の確認・決定のため、静岡市が保有する住民基本台帳や市民税 非課税台帳等を閲覧することを承諾します。また、ヘルパー派遣にあたり、当申請書に記載された 事項を必要に応じ、受託事業者に提供することを承諾します。					
特記事項					

様式第2号（第4条関係）

子育て支援ヘルパー派遣事業利用者台帳

利用者番号	登録日	氏名	住所	世帯区分
	電話番号		子の誕生日 又は予定日	
申請理由	<input type="checkbox"/> ①昼間、家事や育児の介助者がいない <input type="checkbox"/> ②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ③妊娠中で、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）			
利用者番号	登録日	氏名	住所	世帯区分
	電話番号		子の誕生日 又は予定日	
申請理由	<input type="checkbox"/> ①昼間、家事や育児の介助者がいない <input type="checkbox"/> ②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ③妊娠中で、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）			
利用者番号	登録日	氏名	住所	世帯区分
	電話番号		子の誕生日 又は予定日	
申請理由	<input type="checkbox"/> ①昼間、家事や育児の介助者がいない <input type="checkbox"/> ②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ③妊娠中で、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）			
利用者番号	登録日	氏名	住所	世帯区分
	電話番号		子の誕生日 又は予定日	
申請理由	<input type="checkbox"/> ①昼間、家事や育児の介助者がいない <input type="checkbox"/> ②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ③妊娠中で、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）			
利用者番号	登録日	氏名	住所	世帯区分
	電話番号		子の誕生日 又は予定日	
申請理由	<input type="checkbox"/> ①昼間、家事や育児の介助者がいない <input type="checkbox"/> ②3歳未満の子を2人以上養育し、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ③妊娠中で、家事や育児が困難 <input type="checkbox"/> ④その他（ ）			

様式第3号（第4条関係）

子育て支援ヘルパー派遣事業利用者登録証

利用者番号				区分		有効期限	年 月 日	
利用者氏名				住 所				
回	利用日 利用時間	証明印	回	利用日 利用時間	証明印	回	利用日 利用時間	証明印
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		

【ヘルパー派遣事業者の方へお願い】

※利用回数ごとに証明印を押し、区分ごとに定められた利用者負担金を徴収してください。

◆登録証に関するお問い合わせ先

子育て支援ヘルパー派遣事業利用の登録を承認します。

年 月 日

静岡市長 氏 名

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

子育て支援ヘルパー派遣事業事業所届出書

（宛先）静岡市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名 ⑩
（役職及び氏名）
子育て支援ヘルパー派遣事業
担当者 氏 名
連絡先

子育て支援ヘルパー派遣事業の委託を受けたいので、静岡市子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者名	
所在地	
連絡先	電話番号 FAX
サービス提供地域	<input type="checkbox"/> 静岡市全域 <input type="checkbox"/> 葵 区 <input type="checkbox"/> 駿河区 <input type="checkbox"/> 清水区
交通費の設定基準	
加入保険会社名	※契約書のコピーを添付してください。